

京都居合道会試し斬り体験規約

(目的)

この規約は、京都居合道会の試し斬り体験（以下、「体験」とします。）を安全かつ円滑に行うことを目的とします。

(事務局)

体験の事務局は京都居合道会です。

(責任者)

体験の責任者は奥谷元哉です。

(体験)

真剣を用いて巻藁斬りの体験を行います。事前の申し込みがない場合はお断りします。

斬ることが出来る巻藁の本数は一人3本です。

1本の巻藁に対して一太刀または二太刀斬ることが出来ますが、現場での指導員の判断により変わることがあります。

巻藁を斬る前に刀の操作方法、安全確保についての説明を行います。

(参加費)

体験の参加費は¥5,000-です。事前に指定の口座にお振込みいただきます。

(キャンセル時の参加費の返金)

いかなる理由及び事前又は当日のキャンセルにおいても参加費¥5,000-よりスポーツ安全保険料¥2,000-と返金の際の振込手数料¥324-を差し引いた¥2,676-の返金となります。

(保険及び補償)

体験者は、公益財団法人スポーツ安全協会が取り扱うスポーツ安全保険に加入します。

加入手続きは事務局が代行します。

安全面については最大限の配慮を行います。万が一怪我や事故があった場合には当該スポーツ安全保険で補償を行います。

(諸注意)

真剣を扱うため危険をとまないます。体験の会場では指導員の指示に必ず従ってください。

指導員の指示に従わない場合は退去を勧告いたします。

指導員の指示に従わず刀剣やその他物品を故意に破損させた場合は実費請求いたします。

会場内の撮影は体験のみ可能です。京都居合道会の稽古の撮影は禁止です。

アルコールや精神に影響を与える医薬品を摂取している方の体験はお断りします。

事務局は体験を撮影し、事務局のホームページまたはSNS等に映像をアップロードしますが、その映像の著作権は事務局にあります。

(細則)

この規約に定めるものの他、必要な事項に関しましては事務局が別に定めます。

この規約は、事務局が変更の必要があると判断した場合、随時変更します。

(付記)

この規約は、2017年6月18日より施行します。